

令和2年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和2年12月16日（水曜日）午後1時30分開会

場所 保健文化センター3階ホール

出席委員（5名）

石 渡 登志男	委員長	上 代 和 利	副委員長
林 正清子	委員	山 下 豊 昭	委員
小金井 勉	委員		

欠席委員（なし）

出席説明員

都市整備課長	織 本 慶 一	都市整備課副課長	斉 藤 正 二
都市整備課主査 兼区画整理班長	渡 辺 晃	参事（建設課 長事務取扱）	林 浩 志
建設課副課長	石 井 勇	建設課主査 兼管理班長	須 永 晃 二

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	花 沢 充
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査

- ・議案第3号 令和2年度大網白里市土地区画整理事業特別会計補正予算
- ・議案第7号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） 皆様、こんにちは。

ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後 1時30分）

◎委員長挨拶

○副委員長（上代和利副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 皆様、ご苦労さまでございます。

今回、当常任委員会で協議する内容は、議案2件であります。慎重な審査をよろしくお願
いします。

また、審査に当たり、発言する際は発言者を明確にし、また傍聴者や各委員に聞き取りや
すくするため、お近くのマイクを必ずご使用するようお願いいたします。

○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございます。

議案第3号 令和2年度大網白里市土地区画整理事業特別会計補正予算

○副委員長（上代和利副委員長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 傍聴希望者はおりますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ならば、進めさせていただきます。

本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定による定数数に達しておりますので、
会議は成立いたします。

ではこれより、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行いま
す。

議案第3号 令和2年度大網白里市土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたしま
す。

都市整備課を入室させてください。

（都市整備課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） 都市整備課の皆様方、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また、発言の際には必ずマイクをご使用するよう、併せてお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

○織本慶一都市整備課長 それでは、都市整備課です。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、職員の紹介をさせていただきます。

斉藤副課長でございます。

○斉藤正二都市整備課副課長 斉藤です。よろしくお願いいたします。

○織本慶一都市整備課長 渡辺土地区画整理班長です。

○渡辺晃都市整備課主査兼区画整理班長 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○織本慶一都市整備課長 最後、課長の織本です。よろしくお願いいたします。

それでは、都市整備課から、議案第3号 土地区画整理事業特別会計補正予算案について説明させていただきます。

大網駅東土地区画整理事業については、残る建物1棟の地権者と移転交渉を行ってまいりましたが、協議が整わなかったことから、10月14日から11月26日に直接施行を実施したところでございます。

この移転協議等に不測の日数を要したため、宅地造成工事完了後に予定していた換地計画作成業務が年度内に完了することが困難となったことから、今回、今年度予算のうち2,900万円を来年度に繰り越す繰越明許の補足説明案を上程させていただいたところでございます。

換地計画作成業務とは、土地区画整理事業後において土地や建物の権利などを定める計画で、区画整理後の土地登記事項証明書に新しい町名、地番、地積、権利者等を記載するための資料を作成するとともに、換地に当たって不均衡に対応するために清算金の計算などを行う業務であります。

以上、都市整備課から、議案第3号 土地区画整理事業特別会計補正予算案について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明のありました議案第3号の内容について、委員

の皆様方、何かご質問等があればお願いいたします。

小金井委員、どうぞ。

○**小金井 勉委員** 今特別会計補正予算の駅前のあれですよね。それは分かるんですけども、今2,900万の金額の内訳が聞き取りにくかったんで、課長の。もう少しこの内訳、2,900万という金額ですので、これは繰越しの部分は、もうその内容的には分かるんですけども、2,900万という額の内訳をもう一度詳しくお願いします。

○**委員長（石渡登志男委員長）** はい、お願いします。

○**渡辺晃都市整備課主査兼区画整理班長** それでは、お答えします。

換地計画の内訳ということなので、今この土地区画整理事業を完了させるに当たりまして、土地区画整理法で定められておりまして、土地区画整理法の86条、87条で換地計画を定めなければいけないということになっておりまして、その中身につきましては、当初事業認可を千葉県知事から認可をもらいまして区画整理事業のほう進めてまいりましたけれども、最後の完成形について当初の計画をどのような形になったかというような事業計画の変更が入ってまいります。

あと、当初の設計段階における数字と完成形、今度完成しますけれども、その測量成果を比較しましてどのように変わったかというので清算金というのが今度発生してしまいますので、その清算金なんかを求めるといふか算定するような作業を予定しております。

その認可が終わりましたら換地処分になりまして、新町名のほうに移行するわけなんですけれども、その後の区画整理登記ということで、前の従前の地番から新しい地番への移行するような土地の権利の登記なんかを予定しているのがその2,900万円の内訳でございます。

○**委員長（石渡登志男委員長）** 小金井委員、どうぞ。

○**小金井 勉委員** よく分かりづらいところがあるんですけども、今買い足し終わりましたよね。あの1区画に関しての今の内容なのか。今東の全体としての、あれが終わることで全体の内容が全部終わるわけですよね。その最後の様々な諸費用なのか。その2,900万ということで額が大きいんで、その一部の様々な手続の内容なのか、全体としての改めての手続の最終的な内容なのか。見えないところがありましたんで、もう一度。

○**委員長（石渡登志男委員長）** はい、どうぞ。

○**渡辺晃都市整備課主査兼区画整理班長** 失礼いたしました。

内容的には、土地区画整理区域全体の事業を完了ということで、一部の土地じゃなくて、全ての区域に含めた換地計画というあれになりますので、区域全体になります。

○委員長（石渡登志男委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにございませんか。

山下委員、どうぞ。

○山下豊昭委員 今回の質問とかぶるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

換地計画の中身なんです、それは今お答えがあったように、全体的なものであるという認識です。ただし、その換地計画の中身については、先ほど回答ありましたように、清算金が排出しますということでした。ただ、清算金が発生するというのが例えば2,900万が次年度に繰越しになりますよという理解でよろしいのでしょうか。

それともう一点は、実際の2,900万の内訳としては、工事が発生する部分があるのかないのか。ただの事務手続上の整理なのか。

以上、2点をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、どうぞ。

○渡辺晃都市整備課主査兼区画整理班長 お答えします。

中身につきましては、工事費というのは入っておりません。全て事務手続になります。

中身という、大ざっぱに先ほど言ってしまったんですけれども、換地計画というのを定めるに当たりましては、今の地価がどれくらいの価値があるのかというのをまず調べなければいけないというのがありまして、それに合わせて今清算金がどれだけになるのかというのを定めなければいけません。あと、当初の計画で立てた道路の販売というか、そういうのが今、出来形確認測量というのを別で発注しておりますけれども、それで正確に今測り終わった数字と計画を照合させまして、それが合っているのか。ぴったんこ合っているということではないんですけれども、差額について全体的な測量から割り出して清算金を求めなければいけないので、費用とか日数がかかってしまうということになります。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員、どうぞ。

○山下豊昭委員 ありがとうございます。

それにしましても、次年度に繰越すということであれば、次年度の計画の中でもそれは優先順位としては最初に取りかかるという理解でよろしいんですか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、どうぞ。

○渡辺晃都市整備課主査兼区画整理班長 最初に取りかかるということになります。工期的には、やはり1年弱を予定しておりますので、こちらの今ご承認いただいた後にすぐ発注のほ

う準備させていただきまして、事業者のほうを年度内には決めて着手のほうしていきたいと思っております。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、お聞きします。

地価をチェックをすると、もう一度チェックをして、それから清算金を決めるというふうにおっしゃいました。それは現在の地価ではなくて、工事が完了した後の地価として価値観が変わるだろうということを予測して先の地価で、だから1年間これからかかりますということになるのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、どうぞ。

○渡辺晃都市整備課主査兼区画整理班長 地価につきましては、そのやる最新の年度の地価を採用するというようになっておりますので、今の予定ですと2月に業者が決まったとしましたら、5月、6月ぐらいに土地の評価員というのを区画整理の審議会の中で定めていまして、その評価員のメンバーというのは不動産鑑定士が2名いられたり、税務課長も入っていますけれども、審議していただいて、大体今の価値がどれくらいかというのを決めるということになっております。最新の地価ということで考えております。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにございませんか。

林委員、どうぞ。

○林 正清子委員 すみません。関連なんですけれども、ここの1つ残っていた建物が大変だったと思うんですけれども、それに関しての訴訟案件1つあったと思うんですけれども、それに関しての関わり合いというんですかね、それはまた違う、都市整備課でなく財政課とか、そういうところの案件で進行されているのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、課長、どうぞ。

○織本慶一都市整備課長 訴訟の対応については、もちろん都市整備課が担当課でありますので、都市整備課とあと総務課のほうも2課のほうで対応している状況でございます。

○委員長（石渡登志男委員長） 林委員。

○林 正清子委員 分かりました。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

ほかにごいませんか。大丈夫ですか。

ないようですので、都市整備課の皆様方、大変ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

(都市整備課 退室)

◎議案第7号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（石渡登志男委員長） 次に、議案第7号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設課を入室させてください。

(建設課 入室)

○委員長（石渡登志男委員長） 建設課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また、発言の際には必ずマイクを使用するよう、併せてお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第7号の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 建設課でございます。

出席職員を紹介させていただきます。

私の右側が副課長の石井でございます。

○石井 勇建設課副課長 石井です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 反対側、管理班長主査の須永でございます。

○須永晃二建設課主査兼管理班長 須永です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 私、建設課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

では、以後、着座にて説明させていただきます。

それでは、大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてでございます。

説明の前に、ご承知かもしれませんが、法定外公共物について改めて申し上げますと、その名のとおり、道路法や河川法といった法律の適用を受けない公共物でございます。具体的には、赤道や青道といった道路や水路が対象となります。

それでは、議案第7号説明資料をご覧ください。

1の改正の趣旨でございます。市が管理いたします法定外公共物に関しまして、適正な維持管理が図れるよう大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の概要ですが、市が管理する法定外公共物に関しまして適正な管理ができるよう、以下のとおり、大きく6点、条例の規定を追加するとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

順次簡単に申し上げます。

1点目は、条例名の改正です。(1)に記載のとおり、法定外公共物の管理全般の条例であることを示すために、条例名をこれまでの「法定外公共物の占用等に関する条例」から「法定外公共物管理条例」に改めるものでございます。

2点目は、法定外公共物への禁止行為の規定を加えます。禁止行為については3条に規定されておりますが、法定外公共物の機能、構造等に支障を及ぼすおそれがある行為を禁止行為としているものでございます。

3点目は、許可を受け法定外公共物を占有している者が行うべき管理業務の規定を加えます。管理業務については5条に規定されておりますが、占有する者が許可期間中、法定外公共物について正常な状態を維持し、異常を認めるときは市長に報告し、指示を受けなければならないとしております。

4点目は、監督処分を加えます。不正な手段により占有許可を受けた者等に対しまして、その許可の取消しや原状回復等を命ずることができる監督処分の規定を加えるものでございます。

5点目は、立入調査を加えます。市長が必要があると認めた場合において、職員を他人の占有する土地等へ立ち入らせ、または調査させることができる立入調査等を規定に加えるものでございます。

そして最後、6点目は、過料を加えます。禁止行為の規定に違反した者や監督処分による命令に違反した者及び不正行為により占有料の徴収を免れた者に対しまして過料を処せるこ

とができるよう過料の規定を加えるものでございます。

以上6点が改正の概要でございます。

そして、3の施行日でございますが、令和3年4月1日としております。これは、周知期間を勘案してのものでございます。

最後に、4の新旧対照表でございますが、別紙のとおり、ただいま申し上げた内容につきまして新旧対照表で記載しております。

以上、議案第7号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきました。ご審査のほどお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第7号の内容について、委員の皆様方、何か質問等があればお願いいたします。

山下委員。

○山下豊昭委員 確認のためにお伺いします。教えていただきたいと思います。

新たに条例を設定した項目、条例の中で私から見た時点では4項目新たに条例として増えているんじゃないだろうか。新旧対照表を見ますと、11条と15条で終わっていると思うんですが、そのための確認をさせていただきたいと思います。

新たに増える条例としましては、第3条、それからその次に第5条、それと条例で申しますと、あとは第10条、それと第14条、この4項目が新たに増えているというふうな理解を私はさせていただいたんですが、そのほかの条例については一部修正、一部改正みたいな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、課長、どうぞ。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 山下委員おっしゃるとおり、ただいまおっしゃられた条例につきましては、新たに追加された内容でございます。

併せまして、第9条の監督処分につきましては、従前の改正前の条例が許可の取消し等という内容でございましたけれども、それを内容の変更という形で監督処分ということに改正をさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 ありがとうございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかに委員の皆様方、ございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) 建設課の皆様方、大変ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

(建設課 退室)

○委員長(石渡登志男委員長) では、これより議案の取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第3号 令和2年度大網白里市土地区画整理事業特別会計補正予算について、ご意見及び討論等ございますか。

委員の皆様方、ありますか、ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) なければ、それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 大網白里市法定外公公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(石渡登志男委員長) 次に、その他でございますが、何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) なければ、以上で協議事項とその他について終了したいと思います。

では、副委員長、閉会のこと、お願いいたします。

○副委員長(上代和利副委員長) ありがとうございます。

以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 1時56分)
